

海洋生物レッドリスト基本的評価方法の一覧

魚類	サンゴ類	甲殻類	軟体動物	その他無脊椎動物
<p>魚類の基本的評価方法</p> <p>魚類の評価については、既存知見による評価を基本とする。そのうえで、評価対象種について1種ずつ魚類分科会において評価を行い、カテゴリーの各ランク又はランク外に位置づける。その際、定量基準(定量的要件)を用いて評価を行う(注1)。</p> <p>なお、評価に当たっては、以下の項目に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国周辺海域(領海(注2)及び排他的経済水域)における生息状況に基づいて、我が国周辺海域における絶滅のおそれを評価する。 ・評価の対象は原則として野生個体とする。 ・野生個体群に添加された放流個体が再生産し、当該(亜)種が維持されていると考えられる場合、放流個体を野生個体に準ずると考え、評価の対象に加える。ただし、放流個体により遺伝的に攪乱され、本来の個体群に遺伝的な変質が認められる場合は対象としない。 ・単に採集記録の少ないだけの種は、原則としてランク外とする。 <p>注1: 定量基準による評価であっても、絶滅危惧種以外のカテゴリー(EX, EW, NT, DD)については定性基準を準用して評価する。 注2: 領海は内水(領海基線の内側の海域)を含む。</p>	<p>サンゴ類の基本的評価方法</p> <p>サンゴ類の評価については、既存知見による評価を基本とする。そのうえで、評価対象種について1種ずつサンゴ類分科会において評価を行い、カテゴリーの各ランク又はランク外に位置づける。その際、定量基準(定量的要件)を用いて評価を行う(注1)。</p> <p>なお、評価に当たっては、以下の項目に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国周辺海域(領海(注2)及び排他的経済水域)における生息状況に基づいて、我が国周辺海域における絶滅のおそれを評価する。 ・評価の対象は野生個体(群体)とし、これに添加された放流個体(群体)が再生産している場合には野生個体(群体)に準ずると考え、評価の対象に加える。ただし、放流により遺伝的に攪乱された個体群は対象としない。 ・単に採集記録の少ないだけの種は、原則としてランク外とする。 <p>注1: 定量基準による評価であっても、絶滅危惧種以外のカテゴリー(EX, EW, NT, DD)については定性基準を準用して評価する。 注2: 領海は内水(領海基線の内側の海域)を含む。</p>	<p>甲殻類の基本的評価方法</p> <p>甲殻類の評価については、既存知見による評価を基本とする。そのうえで、評価対象種について1種ずつ甲殻類分科会において評価を行い、カテゴリーの各ランク又はランク外に位置づける。その際、定量基準(定量的要件)を用いて評価を行う(注1)。</p> <p>なお、評価に当たっては、以下の項目に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国周辺海域(領海(注2)及び排他的経済水域)における生息状況に基づいて、我が国周辺海域における絶滅のおそれを評価する。 ・評価の対象は野生個体とし、野生個体群に添加された放流個体が再生産している場合には野生個体に準ずると考え、評価の対象に加える。ただし、放流により遺伝的に攪乱された個体群は対象としない。 ・単に採集記録の少ないだけの種は、原則としてランク外とする。 <p>注1: 定量基準による評価であっても、絶滅危惧種以外のカテゴリー(EX, EW, NT, DD)については定性基準を準用して評価する。 注2: 領海は内水(領海基線の内側の海域)を含む。</p>	<p>軟体動物の基本的評価方法</p> <p>軟体動物の評価については、既存知見による評価を基本とする。そのうえで、評価対象種について1種ずつ軟体動物分科会において評価を行い、カテゴリーの各ランク又はランク外に位置づける。その際、定量基準(定量的要件)を用いて評価を行う(注1)。</p> <p>なお、評価に当たっては、以下の項目に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国周辺海域(領海(注2)及び排他的経済水域)における生息状況に基づいて、我が国周辺海域における絶滅のおそれを評価する。 ・評価の対象は野生個体とし、野生個体群に添加された放流個体が再生産している場合には野生個体に準ずると考え、評価の対象に加える。ただし、放流により遺伝的に攪乱された個体群は対象としない。 ・単に採集記録の少ないだけの種は、原則としてランク外とする。 <p>注1: 定量基準による評価であっても、絶滅危惧種以外のカテゴリー(EX, EW, NT, DD)については定性基準を準用して評価する。 注2: 領海は内水(領海基線の内側の海域)を含む。</p>	<p>その他無脊椎動物の基本的評価方法</p> <p>その他無脊椎動物の評価については、既存知見による評価を基本とする。そのうえで、評価対象種について1種ずつその他無脊椎動物分科会において評価を行い、カテゴリーの各ランク又はランク外に位置づける。その際、定量基準(定量的要件)を用いて評価を行う(注1)。</p> <p>なお、評価に当たっては、以下の項目に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国周辺海域(領海(注2)及び排他的経済水域)における生息状況に基づいて、我が国周辺海域における絶滅のおそれを評価する。 ・評価の対象は野生個体とし、野生個体群に添加された放流個体が再生産している場合には野生個体に準ずると考え、評価の対象に加える。ただし、放流により遺伝的に攪乱された個体群は対象としない。 ・単に採集記録の少ないだけの種は、原則としてランク外とする。 <p>注1: 定量基準による評価であっても、絶滅危惧種以外のカテゴリー(EX, EW, NT, DD)については定性基準を準用して評価する。 注2: 領海は内水(領海基線の内側の海域)を含む。</p>